

日本ユニシスグループ
2017年度
サステナビリティ報告

組織統治

当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、適正かつ有効なコーポレート・ガバナンスおよび内部統制のシステムを構築し、その維持ならびに不断の改善に努めています。

- コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制
- コンプライアンス
- リスク管理
- 事業継続計画 BCP
- 情報セキュリティ

Foresight in sight

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の体制**コーポレート・ガバナンス****基本的な考え方**

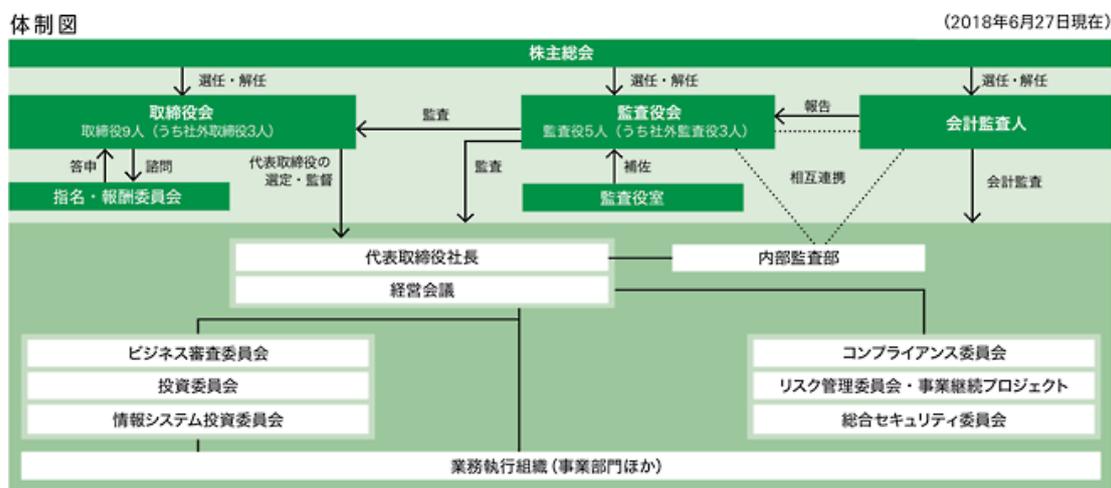
日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレート・ガバナンス）が不可欠であり、当社はその構築および維持ならびに不断の改善を行います。

また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

コーポレート・ガバナンス体制

当社では、取締役会による監督および社外監査役を含めた監査体制が経営の監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。

取締役会については、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した社内取締役を中心とし、加えて豊富な経営経験や専門知識などを有する人財を社外取締役として選任することで、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定および実効性の高い職務執行の監督の実現を目指しています。

**■ 指名・報酬委員会**

当社役員の人事・報酬に関する事項を審議・答申する、取締役会の諮問委員会。メンバー4人のうち、1人が独立社外取締役。決議に際しては、独立社外取締役の出席が必須、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要。

■ 経営会議

業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関。メンバーは、代表取締役、執行役員を兼務する取締役および常務執行役員で、原則、毎週開催。

■ 各種委員会: 取締役の業務執行に関する個別の経営課題を実務的な観点から審議するために設置

ビジネス審査	重要なシステムサービス案件などの実施計画の妥当性などを審議・評価
投資	商品・サービスの事業計画や資本参画などの事業投資の妥当性などを審議・評価
情報システム投資	自社システム案件について、コスト・効果、適用技術の妥当性などを審議し、投資是非を判断
コンプライアンス	グループのコンプライアンス教育、内部通報対応などのコンプライアンス・プログラムを統括
リスク管理/事業継続プロジェクト	グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応などを統括
総合セキュリティ	グループのサイバーセキュリティ戦略、個人情報保護戦略を推進

取締役会・監査役会の規模および多様性

- 取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持
- 定数の1/3以上の独立社外取締役、2人の女性を含む、多様で豊富な経歴や知見を有する9人の取締役を選任
- 監査役会についても、弁護士・公認会計士各1人を含む独立社外監査役が過半数を占め、うち1人が女性
- 社外取締役の取締役会への出席率、社外監査役の取締役会・監査役会への出席率は、ともに100%
(2017年度は取締役会を11回、監査役会を15回開催)

(2018年6月27日現在)

	人数	うち社外	取締役会および監査役会に占める割合		
			うち独立役員	独立役員	女性
取締役会	9人(うち女性2人)	3人 ^{※1}	3人	33.3%	22.2%
監査役会	5人(うち女性1人)	3人 ^{※1}	3人	60.0%	20.0%
合計	14人(うち女性3人)	6人	6人	42.9%	21.4%

※1 日本ユニシスには、社外出身の取締役が4人、監査役が4人いますが、このうち主要株主の役員を兼務する取締役および監査役(各1人)については、法律上の社外役員要件は満たすものの、厳格、保守的に判断し、2017年度より社外役員としていません。

取締役会の実効性評価

当社取締役会は、2015年度より自己評価を実施し、実効性の向上に努めています。

2016年度の評価時に、2017年度は新たな中期経営計画策定の年であるため、その議論の深化に向けた取り組みが必要とされたことを受け、社外出身役員向けに、当社グループの事業などに関する勉強会や経営陣との意見交換の場を設けるとともに、取締役・監査役全員を対象とする勉強会(例: ESG投資・経営に関する勉強会等)などを行い、議論に必要な知識・情報を習得・更新したうえで、中期経営計画について複数回にわたる審議を行いました。

また、2017年度は、2018年度から始まる中期経営計画期間においてビジネスモデルの変革を加速させることを踏まえ、今後の当社にふさわしいガバナンス体制を模索するという観点から、外部コンサルタント^{※2}の支援のもと、取締役会の実効性評価を実施しました。その結果は下記のとおり、総じて高い評価となりましたが、新たな指摘もありますので、2018年度はこれらを踏まえた取り組みを行っていきます。

*2 ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社が質問票(無記名)の配布・取りまとめ、個別インタビューの実施および報告書の作成を行い、その報告書をもとに、取締役会にて取締役会の現状・改善点などを分析し、今後の取締役会のあり方につき審議・評価しています。

評 価	
取締役会の構成	・メンバーの意識・経験・専門性のバランスはとれている
取締役会の運営状況	・常にオープンで活発な議論が行われている ・中長期的な経営方針・戦略の議論も十分なされている
投資家・アナリストの評価	・執行側から取締役会に十分な情報提供がなされている
指 摘	2018年度の対応方針
リスクとリターンの評価などについて、これまで以上に踏み込んだ議論が必要。今後、社外取締役の構成の検討が望ましい	➡ 取締役会の役割・機能のあるべき姿について再確認のうえ、社内外の取締役の選解任基準の明確化
経営陣幹部・社外取締役の後継者計画の明確化が必要	➡ 経営陣幹部のサクセッション・プランのさらなる具体化
社外取締役への事前の情報共有の強化・論点の明確化が必要	➡ 経営会議における詳細な議論の内容を社外取締役と共有
社外取締役同士・監査役との連携強化施策の検討が必要	➡ 社外取締役同士・監査役との情報交換の機会の増加

日本ユニシスの最高経営責任者等の後継者計画

当社では、最高経営責任者の選定プロセスの透明性を確保するため、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において、最高経営責任者等のサクセッション・プランを審議し、取締役会に報告しています。

そのなかで、持続的な企業価値向上に向け、当社の最高経営責任者等に求められる重要な資質として、真摯さ (Integrity) をベースに、下記の7つのコンピテンシーを要件として定めています。

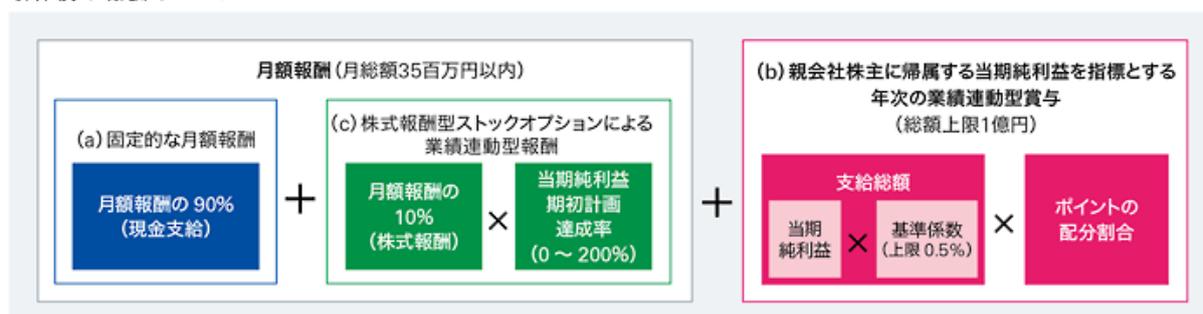
なお、各要件の発揮度は、ビジネス環境 (転換・変革期、継続・拡大期) により変動すると考えています。

必要な要件(資質・コンピテンシー)		
1	先見性・ビジョン構築力	Foresight
2	洞察力・本質を見抜く力	Insight
3	決断力	Determination
4	改革力	Innovation
5	情熱・発信力	Passion
6	実行・完遂力	Execution
7	多様性の受容・適応力	Diversity & Inclusion

役員報酬

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、(a) 固定報酬 (月額報酬の90%を現金で支給)、(b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、および(c) 株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬 (月額報酬の10%を払込金額に充当) により構成しています。なお、(c) のストックオプションは、当社および子会社の取締役等に在任中は行使できません。また、社外取締役など非業務執行取締役の報酬については、業績との連動は行わず、固定的な月額報酬のみを支給しています。具体的な報酬額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

取締役の報酬イメージ



2017年度の役員区分ごと報酬等の総額、報酬等の種類別総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		(a)基本報酬	(c)ストックオプション	(b)賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	270	210	24 ^{※3}	35 ^{※3}	6
監査役 (社外監査役を除く)	30	30	— ^{※4}	— ^{※4}	2
社外役員	62	62	— ^{※4}	— ^{※4}	11

※3 非業務執行取締役1人は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。

※4 監査役および社外取締役は、ストックオプションおよび賞与の支給対象ではありません。

※5 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

年度	主な取り組み	経緯・目的
2001	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行役員制度の導入 	経営の監督と執行の分離および業務執行の効率化
2002	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役の選任(社外4人) ● 社外監査役を増員(監査役4人のうち、社外3人) 	監督機能の強化 監査体制の強化
2004	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役の任期を2年→1年に変更 	機動的な経営体制の確立と取締役の責任の明確化
2012	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役(社外取締役を除く)・執行役員への業績連動型報酬制度の導入 	業績・企業価値向上に向けた貢献意欲を高める
2013	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役比率を3分の1以上に(取締役9人のうち社外3人) ● 社外監査役を1人増員(監査役5人のうち社外4人) 	経営の透明性・客観性の向上 監査体制の強化
2015	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性社外取締役を1人増員(3人→4人) ● コーポレートガバナンス・コード制定 ・「コーポレートガバナンスおよび内部統制原則」の制定 ・「社外取締役の独立性に関する判断基準」の策定 ・指名・報酬委員会を設置 ・取締役会規程改定 など 	多角的な視点の強化 ・コーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する基本的な考え方およびその体制・運営方針を明確化 ・独立性に関する基準を明確化 ・役員人事・報酬への独立社外取締役の関与・助言の確保 ・取締役会付議基準の見直し
2016	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会の実効性評価を開始 取締役会資料の送付時期および開始時間の前倒し、トレーニングの拡充 ● 「最高経営責任者等の後継者計画」を策定 ● 独立性に関する判断基準を「社外役員の独立性に関する判断基準」に改定 	十分な検討・審議時間の確保、審議の質の向上 持続的な成長 社外監査役の独立性基準を明確化
2017	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外取締役・監査役の減員^{※6} (社外取締役・監査役各3人) 	社外役員の解釈の厳格化
2018	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者の支援のもと、2017年度の実効性評価を実施 	外部専門家による客観的分析を評価に活用

※6 主要株主の役員を兼務する取締役および監査役については、法律上の社外役員要件は満たすものの、厳格、保守的に判断し、社外役員としないこととしたもの。

• [コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則](#) >

www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf [PDF] (32KB)

• [コーポレート・ガバナンス報告書](#) >

<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/governance-report20180628.pdf> [PDF] (179KB)

内部統制

当社グループでは、経営の効率性および透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、内部統制の目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」が円滑かつ有効に機能するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

業務の有効性および効率性の向上

当社グループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

財務報告の信頼性確保

当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「日本ユニシスグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しています。

事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）

当社グループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

資産の保全（リスク管理）

当社グループでは、事業活動を行ううえで、さまざまなリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。このため、当社グループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー（CRMO）を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

- [コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則](#) >

http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf[PDF] (32KB)

- [業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）](#) >

<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf>[PDF] (454KB)

コンプライアンス

グループ・コンプライアンス基本方針

日本ユニシスグループは、社会を構成する一員として、国内外の法令を遵守するとともに、高い倫理観の下、社会規範に則り行動し、もって健全かつ透明なビジネス活動を行います。

また、当社グループは、すべての関係者の人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしません。

当社グループは、この基本方針を徹底するため、企業風土の継続的な改善に努めるとともに、不正防止および責任体制の確立に取り組むことを宣言します。

日本ユニシスグループ役職員行動規範

当社グループでは、当社グループ役職員が遵守すべき基本理念、業務に関連する主な法令・社内規程等の趣旨や困ったときの報告・相談方法などを簡潔にまとめた役職員行動規範・役職員行動規範細則を制定の上周知徹底し、コンプライアンスの実効性向上を図っています。

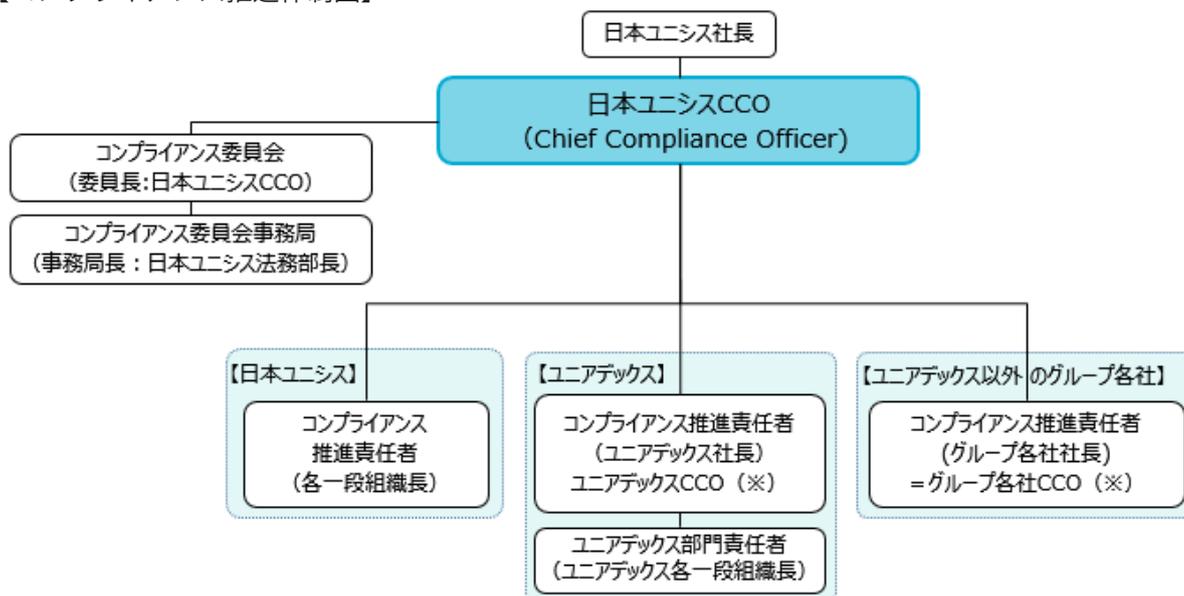
[日本ユニシスグループ 役職員行動規範 \[PDF\] \(727KB\)](#)

https://www.unisys.co.jp/com/corporate_code_of_conduct.pdf

コンプライアンス推進体制

当社グループ各社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の選任をはじめとした基本方針に則ったコンプライアンス・プログラムを設定し、積極的なコンプライアンス活動を実践するとともに、グループ全体で統一、連携したコンプライアンス・プログラムの推進を図っています。

【コンプライアンス推進体制図】



※コンプライアンス推進責任者は、自社におけるグループ会社CCOを選任し、自社においてコンプライアンス推進を図る役割を委嘱することができます。

リスク管理

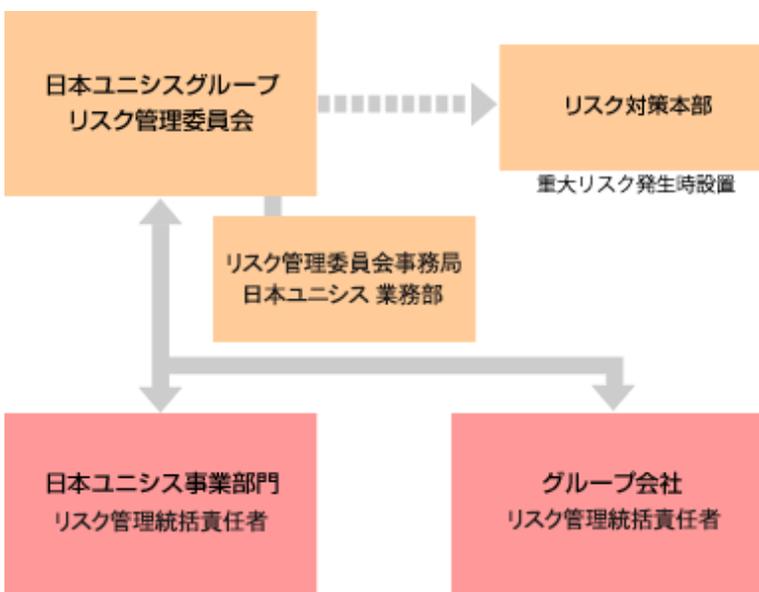
日本ユニシスグループのリスク管理

長期継続的に企業価値を最大化するためには、企業を取り巻くリスクに迅速かつ適切に対応することが重要です。当社グループは、さまざまなリスクへの対応策を講じることを主な目的とした「リスク管理委員会」を設置しています。また各部門、各部、各グループ会社の組織長は自部門のリスク管理のための役割・責務を担い、重大なリスク発生時には被害を最小化し、事業継続のために、全社員が一体となって危機対応が行える体制を整えています。

リスク管理体制

グループ全体のリスク管理を統括するため、CRMO (Chief Risk Management Officer) を委員長とする「リスク管理委員会」を日本ユニシスに設置しています。

リスク管理委員会では、リスクをグループ全体で一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、戦略リスク、事業系オペレーショナルリスク、管理系オペレーショナルリスク、事故・災害リスクなど約130項目のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては、当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会などが管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を策定し対応しています。万一の重大リスク発生時には、発生部署または各委員会などからリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「対策会議」または「対策本部」を招集・設置し的確に対処する体制を敷いています。



事業などのリスク

リスク管理の対象となる項目を、以下のカテゴリーに分類し、各項目についてリスクを未然に防止する諸施策を講じるとともに、対応状況を一元的に管理しています。

- (1) 経済動向および市場環境による影響
- (2) プロジェクト管理に関するリスク
- (3) システム障害に関するリスク
- (4) 投資判断に関するリスク
- (5) 情報管理に関するリスク
- (6) 高度技術者の確保
- (7) 知的財産権に関するリスク
- (8) 調達にともなうリスクおよび重要な取引先との関係
- (9) 為替変動リスク
- (10) コンプライアンスに関するリスク
- (11) 災害等のリスク

• 事業などのリスク

<https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/risk.html>

事業継続計画 BCP**日本ユニシスグループの事業継続計画**

情報システムは、今や電力、水道、ガスなどと同様に、社会機能を維持するための重要なライフラインと言えます。当社グループは、お客様の情報システムの安定稼働を支えるICT企業として、2006年度から事業継続プロジェクトにて事業継続活動に取り組んでいます。事業継続プロジェクトは、事業継続担当の役員3名を中心に、支社支店を含めたグループ全社110名を超えるメンバーで構成し、平時には、BCP/BCMを推進し、策定した計画の見直しと改善を継続する活動の中で、災害を想定した総合訓練、机上訓練、安否確認訓練、および防火・防災などの各種訓練を定期的
に実施しており、有事の際には速やかに災害対策本部として活動を開始します。
当社グループにおける事業継続の対象リスクは、以下の4つです。

- 首都直下地震
- 本社ビル火災
- 情報システムの重大障害
- 新型インフルエンザの大流行

当社グループでは、東日本大震災の経験と政府の首都直下地震および南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを受け、さらに確実な事業継続を目指し、2018年度よりBCP/BCMレジリエンス強化戦略を策定し外部認証基準に準拠したより実効性の高い施策を検討するなどの取り組みを続けています。事業継続対象リスクについては、結果事象型の考え方を取り入れ、より幅広いリスクに対応することを検討しています。

※レジリエンス:事業継続を阻害する災害・危機に対する強靱性

1. 日本ユニシスグループのBCPの取り組みの経緯

2006年4月	事業継続プロジェクト活動開始。当初は首都直下地震対策を推進
2007年5月	本社災害対策本部机上訓練実施(以降、継続的に実施)
2007年6月	「事業継続計画」承認・発効(以降、毎年見直し・改訂実施)
2008年4月	徒歩帰宅訓練開始(以降、重要業務担当者を中心に業務として定期的 に実施)
2008年10月	本社エレベータ内に閉じ込め時向け非常用ボックスを設置
2008年12月	全社安否訓練実施(以降、定期的 に実施)
2009年3月	本社緊急地震速報訓練実施(以降、定期的 に実施)
2011年6月	「事業継続計画」改訂実施
2012年5月	事業継続プロジェクト/本社災害対策本部の体制強化
2013年度	事業継続プロジェクトにて事業継続施策の実効性向上策を検討、事業継続対象リスクの見直し、事業継続基本方針の見直し
2014年度	想定外事態発生時の意思決定方針をさらに明確に規定

2015年度	本社災害対策本部顧客対応班にて災害時用ポータルサイトを活用した訓練を実施
2016年度	災害時のグループ内での情報共有を目的としたポータルサイトの運用を開始
2017年度	安否確認訓練、本社災害対策本部訓練、災害対策ポータル使用訓練などを組み合わせた総合シミュレーション訓練を実施

2. 基本方針

当社グループは、大規模災害、新型インフルエンザなどの事業継続を困難とする重大リスク発生時にも、人の生命と安全の確保を前提としつつ、国・地方自治体の命令・要請などを踏まえながらお客様システム、ネットワークへのサービスなど、重要事業を継続し、企業としての社会的責任を果たすことを基本方針としています。

一斉帰宅抑制の方針

当社グループは、勤務時間帯の発災の場合、国・自治体の帰宅困難者問題への取り組みへの協力と社員の安全確保のために、帰宅ルートの安全が確認されるまで事業所内に留まることを基本方針とし、備蓄その他の施策を策定しています。本社地区においては、東京都帰宅困難者対策条例に則り、一斉帰宅の抑制に協力いたします。2011年3月の東日本大震災当日においても、社員はもちろん、当社へ訪問されていた多くのお客様にも翌朝交通機関の復旧まで館内に留まっていただき、水と簡単な食糧および毛布などをご提供しました。

3. 発災時の対応と災害対策本部

1. 発災時の対応推移

首都直下地震が発生した場合は、日本ユニシス本社（江東区豊洲）に日本ユニシスグループ本社災害対策本部（以下、本社災害対策本部と略します）を設置します。しかしながら、その設置と活動開始には時間がかかるものと考えられるため、発災当初は当社関西支社に災害対策本部（関西災害対策本部と略します）を設置し、初動の対応を行ないます。

レベル	状況	対応
0	震度6弱以上の首都直下型地震発生	関西に災害対策本部を設置、初動対応を行なう
1	余震も落ち着き、本社災害対策本部員の参集可能	本社に災害対策本部を設置 関西対策本部から情報の引継ぎ、対応開始
2	電話、ネットワークなど一部復旧、 交通機関も一部運転開始	お客様システムの復旧に必須の社内重要業務の復旧
3	一時間程度の徒歩により出社可能	社会インフラを担うお客様などのシステム、 ネットワーク復旧
4	ほぼ平常どおりに出社可能	全てのお客様システム、ネットワークの復旧

時間経過 ↓

2. 関西災害対策本部

震度6弱以上の首都直下地震発生の場合は、関西支社の独自判断により関西災害対策本部を設置し、主に以下の初動対応を行ないます。

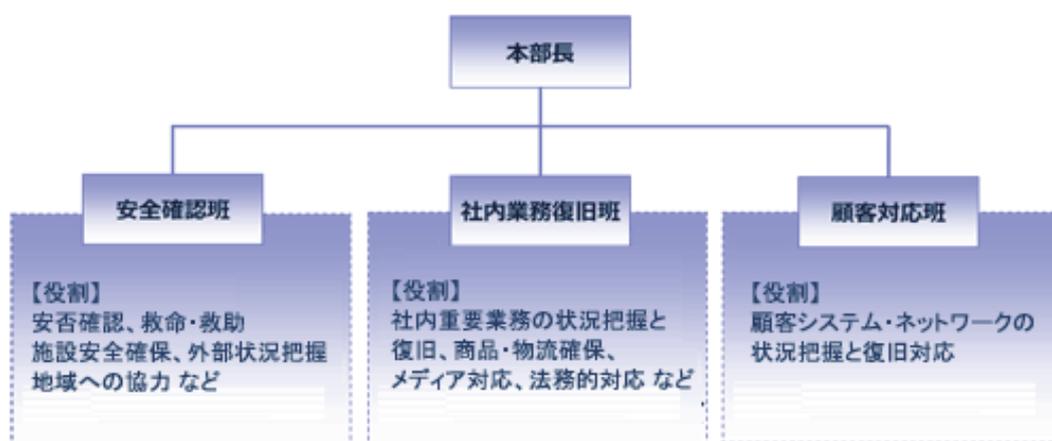
- 首都圏被災地区の被害状況情報収集・取り纏め
- 安否報告状況の確認・取り纏め
- 本社対策本部メンバーへの情報提供、本社災害対策本部メンバー間の連絡中継
- 他支社店災害対策本部メンバーとの情報交換・連携
- 社内外への情報発信

3. 本社災害対策本部

首都圏の交通機関が一部開通し、ある程度の徒歩を前提に出勤が可能な状況になると、本社災害対策本部が招集されます。本社災害対策本部長は、リスク管理担当役員など3名が務めます（継承順位が予め決められています）。本社災害対策本部の主な役割は以下のとおりですが、本部を構成する組織ごとに詳細の役割が定義されています。

- 従業員・役員の安否確認の状況把握
- 首都圏の主な事業所の状況確認
- 首都圏全般の被害情報（火災、道路、橋梁など）の収集
- 被害状況に応じた本社災害対策本部メンバーの招集
- 本社内環境維持および救命・救護
- 被災に対する全般的な対応策の決定および各班への指示
- 社外（マスメディアなどを含め）への当社グループ状況の報告
- 必要な資源調達申請の承認
- 支社支店（とくに関西支社）と連携し、被害の早期復旧の推進
- 本社災害対策本部の解散

本社災害対策本部の体制は以下のとおりです。



4. 自衛消防隊

2009年に改正された「消防法」では、事業所の自衛消防隊は地震などの災害が発生した場合にも一定の防災活動の役割を担うこととなりました。これを機会に当社グループでは、事業所内の従業員や訪問者の安全確保、災害対策本部との連携など自衛消防隊の役割を明確に規定しました。

4. 顧客サービスの継続

当社グループがサービスを提供しているお客様の情報システムやネットワークが地震で被害を受けた場合、いち早く復旧してお客様の業務を継続していただくことは当社グループの社会的使命と考えています。このような考え方のもと、東日本大震災においてもいち早く復旧活動を行いました。

1. 復旧の優先度の考え方

首都直下地震の場合は、被害地区に多くのお客様がいらっしゃることで、また、当社グループそのものも多くのリソース（従業員、事業所、設備など）が被災地に位置することとなるため、被害を受けたお客様のシステム、ネットワークの全てを一度に復旧することは困難になると考えられます。したがって、グループの事業継続計画では、大地震の場合に、国としてまた社会的に早急な復旧が求められる以下のお客様のシステム、ネットワークを優先して復旧に取り組みます。

- 人命救助に必須とされるシステム、ネットワーク
- 中央防災会議による「首都直下地震対策専門調査会報告」で指定している首都中枢機能を担うシステム、ネットワーク
- 社会のインフラを担うシステム、ネットワーク

2. 顧客サービス継続のための対応

- コールセンターの切り替え
本社コールセンターが稼働困難になった場合は、関西地区コールセンターへ切り替え、お客様からの問い合わせ対応を継続します。
- 商品配送センターの切り替え
本社地区（東京）商品配送センターが稼働困難になった場合は、関西地区の配送センターへ切り替え、商品配送を継続します。
- サポートサービス要員派遣システム
担当要員をお客様のセンターへ派遣させるためのシステムを平常時から運用していますが、災害時には安全なルートを確認した上で、派遣指示するシステムとして稼働します。
- MCA無線、衛星電話など通信機器
本社、支社支店間の非常連絡用に配備しています。
- 社内業務システムの切り替え
その他の顧客サービスに影響しない社内業務システムも、高品質で信頼性のあるデータセンターで運用し、業務の継続を可能にしています。

5. その他の防災対策

1. 災害対策本部机上訓練
2. コールセンター切り替え訓練
3. 商品配送センター切り替え訓練
4. 社内重要業務システム切り替え訓練
5. クラウドサービス拠点におけるディザスタリカバリ訓練
6. 安否確認訓練
7. 徒歩帰宅訓練
8. eラーニング研修
9. 自衛消防隊消防・防災訓練
10. 緊急地震速報訓練
11. 拠点間通信訓練

12. 事務所における食糧・水3日分備蓄:全ての事業所に、来訪者分も含め3日分の備蓄を配備
13. エレベータ・サバイバルボックス:エレベータ内非常用ボックス(簡易トイレ、防寒シート、懐中電灯、ラジオ、水、飴、トランプなど)を配備(本社ビル)

情報セキュリティ

情報セキュリティ基本方針

日本ユニシスグループは、ICTで培ってきた経験と実績を活かし、一企業だけでは解決できない社会課題を、さまざまな業種のお客様と連携してビジネスエコシステムをつくり出すことにより解決していきます。私たちが挑戦を続けることによって、新しい価値が生み出され、持続可能なよりよい社会が実現されます。そして参画されたお客様の企業価値も、私たち自身の企業価値も向上します。一方、こうしたビジネスを脅かすサイバー攻撃は避けられない経営リスクとなっています。このような環境において、情報セキュリティに関する安心・安全を確保し、お客様の信頼に応えるため、情報セキュリティ基本方針を定め、取り扱う情報資産に対するセキュリティを保全し、環境変化に対応した管理策を継続的に展開することをここに宣言します。

私たちは顧客・パートナーと共に社会を豊かにする価値を提供し、社会課題を解決する企業にふさわしいサイバーセキュリティ経営を実践します。

1. 日本ユニシスグループの管理下にある重要な情報資産を情報セキュリティによる保護の対象とします。また、情報資産に接する日本ユニシスグループに所属する全ての役員・従業員ならびに協力会社の従業員等を情報セキュリティの適用対象とします。
2. 日本ユニシスグループ各社の経営陣は、情報資産に対し、物理的、技術的、組織的及び人的なセキュリティの各側面においてリーダーシップをとって適切な情報セキュリティ対策を講じ、情報資産を漏洩、破壊、改ざん、不正アクセスまたはサイバー攻撃などの脅威から保護する責務を負います。
3. 日本ユニシスグループは、サプライチェーンにおけるICT関連業務の外部委託先において、当社グループの情報セキュリティ基準に準じた適切な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認します。
4. 日本ユニシスグループは、情報セキュリティの推進にあたり、お客様との契約および関連法令を順守します。
5. 日本ユニシスグループは、外部のサイバー攻撃に関する情報共有活動への積極的な参加を通じ、当社グループ内のみならず社会全体の防衛に貢献します。
6. 日本ユニシスグループ各社の経営陣は、高度なセキュリティ技術を保有する人材を計画的かつ継続的に確保すると共に、役員・従業員ならびに協力会社の従業員等に対し、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産を適切に取り扱うよう周知徹底を図り、継続的に教育を実施します。
7. 日本ユニシスグループ各社の役員・従業員は、別途定める日本ユニシスグループ情報セキュリティポリシー並びに関連する各社の社内諸規程及び諸規範に基づき、誠実に行動します。なお、違反した場合には、就業規則違反等により懲戒、並びに法的措置の対象とします。
8. 日本ユニシスグループは、万一、情報セキュリティ上の事件または事故が発生した場合、迅速に対処する体制を確立し、被害を最小限にとどめると共に再発防止に努めます。また、平時・緊急時のいずれにおいても経営陣による適切な情報開示、コミュニケーションを状況に応じて行います。
9. 日本ユニシスグループは、地震・災害及びインフルエンザの流行又は情報システムの重大な故障、情報資産の毀損や消滅等によって、事業活動が中断・停止することを最小限に抑えるために、物理的・技術的・組織的及び人的な予防措置を講じます。また、万一の事態に備え、事業継続計画を策定し、事業活動と重要な業務プロセスの継続を確保します。
10. 日本ユニシスグループは、本基本方針に基づく情報セキュリティ目的を定め、その目的の達成に向けた活動を継続的に実施・改善してゆく体制及び仕組みを確立するために情報セキュリティマネジメントシステムを導入し、情報セキュリティの推進を図ります。

2018年6月25日

日本ユニシス株式会社

代表取締役社長 平岡 昭良

活動方針

当社グループでは1990年に情報セキュリティ委員会を立ち上げて以来、長年情報セキュリティ対策に取り組んできました。2004年に「第一次総合戦略」を、2006年に「第二次総合戦略」、2008年に「総合戦略2008」を策定し、中長期的な視点からグループ会社一体となった情報セキュリティ対策を推進してきました。

こうした取り組みを通じてセキュリティレベルの着実な向上が図られ、現在(2018年7月)、ISO27001 (ISMS) 認証を11社・関連団体が取得するとともに、プライバシーマーク認証についても7社が取得しています。

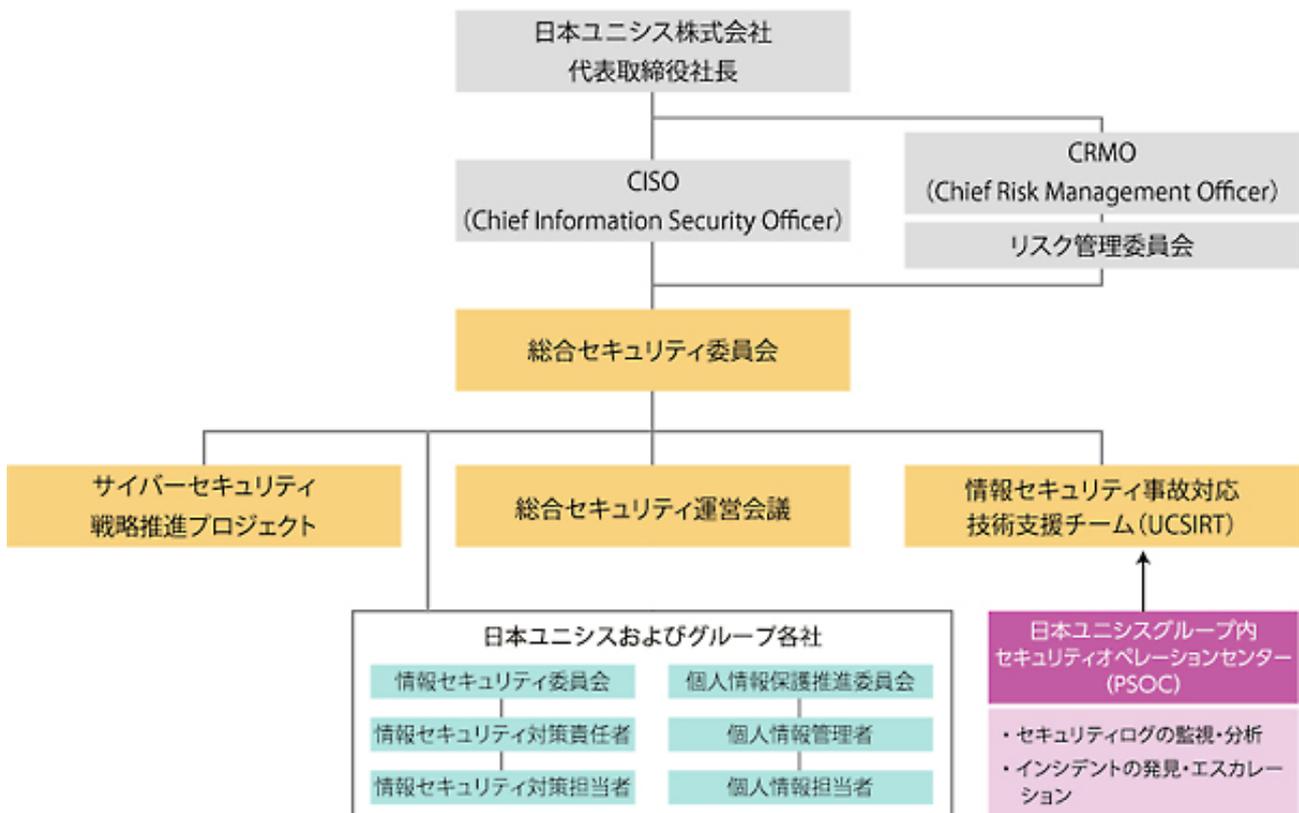
なお、サイバー攻撃は年々高度化、巧妙化しており避けられない経営リスクとなっています。総合セキュリティ委員会では、2018年度からサイバーセキュリティリスクに対応するためのシステム関連施策、組織・プロセス関連施策、人財関連施策などからなるサイバーセキュリティ戦略を策定し推進しています。

推進体制

当社グループの情報セキュリティ推進体制は、CISO (Chief Information Security Officer) が委員長を務める総合セキュリティ委員会とその下部組織、および各組織の情報セキュリティ責任者／担当で構成されています。総合セキュリティ委員会は、当社グループのサイバーセキュリティ戦略の策定と個人情報保護を推進し、それに基づく諸施策を検討し推進します。また、リスク管理委員会と連携し、重大事故の原因究明と再発防止策のグループ全体への徹底を図ります。

なおサイバーセキュリティに対応するため、総合セキュリティ委員会の配下にインシデントレスポンス対応組織であるCSIRT (Computer Security Incident Response Team) ならびに当社グループにおけるサイバーセキュリティインシデントを監視するプライベートSOC (Security Operation Center)を設置しています。

各組織の情報セキュリティ責任者は、各組織における情報セキュリティに関する一義的な管理責任を負い、組織内へのルール周知徹底、施策の導入・運用、実施状況の点検、見直し、改善などを継続的に実施し、情報セキュリティの維持・向上をはかっています。



セキュリティ文化の定着・拡大に向けて

日々複雑かつ巧妙に変化する情報セキュリティ上の脅威に対して適切かつ迅速に対処するため、当社グループでは、全従業員を対象としたe-ラーニングや、新入社員、中途入社社員、および役員・組織長など対象別集合研修や、さらに、協力企業様に対しても計画的に研修を実施し、幅広く情報セキュリティに関する学習の機会を提供しています。また、日頃から情報セキュリティに関するさまざまなメッセージをPC起動時に毎回自動表示するなど継続的に情報セキュリティ意識を高め、文化として根付かせる工夫を行っています。

また、最近の標的型攻撃については、社外の事例をオリジナル教材に活用し、従業員の理解向上、危機意識の醸成、当事者意識を図るなどサイバーセキュリティリスク対策にも注力しています。

そのほか、当社グループで推進している「働き方改革～Workstyle Foresight」の一環として、テレワーク拡大を実施しています。このテレワーク拡大は、現在の在宅勤務制度 (Smart-Work) から、新たな就業場所の選択肢を拡げ、働き方の柔軟性を高めることを目的とします。テレワーク拡大に対応するため、モバイルPCやスマートフォンから安全に社内システムへアクセスできるサービスを導入するなど、全従業員がセキュリティの確保された状態でテレワークを可能とする環境整備を進めています。

ISMS (ISO/IEC27001:2013／JIS Q 27001:2014) 認証取得状況 (2018年7月現在)

- 日本ユニシス株式会社
- 日本ユニシス・エクセリョーションズ株式会社
- ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社
- 株式会社エイファス
- ユニアデックス株式会社
- USOLベトナム有限会社
- 株式会社国際システム
- G&Uシステム・サービス株式会社
- 株式会社ユニエイド
- 株式会社トレードビジョン
- エス・アンド・アイ株式会社
- 日本ユニシス福祉会